75 かかた



現 在 医療を受けていますが、来年4月からは、 できる「後期高齢者医療制度」に移ります。 75 加入中の国保などを脱退し、 歳以上のかたは現在、「老人保健」で 新しく

全員が対象です 75歳以上のかた

老人保健の受給者証を お持ちのかた 75歳以上のかた 定の障害がある

現在

65

度の被保険者 来年4月から 歳以上のかた

老人保健医療制度から 後期高齢者医療制度」へ

Ιţ したりすることで続いてきました。 き上げたり、公費の負担割合を増や 医療制度」で医療を受けています。 高齢化に対応するため患者負担を引 この制度は昭和58年に施行された後 現在、75歳以上のかた(後期高齢者 病院にかかったとき「老人保健

くかが議論され、昨年6月に「健康

公平で分かりやすい形で負担してい

そこで、高齢者の医療費をいかに

保険法等の一部を改正する法律」

が

公布されました。

が高まることが心配されています。 受ける高齢者世代との間に不公平感 のお金を負担する現役世代と給付を

者と現役世代の保険料が充てられて 約11兆円にまでふくらんでいます 兆円のうち、その3分の1に当たる いますが、 老人医療費には、公費のほか、 成16年度の国民すべての医療費約32 しかし、老人保健の医療費は、平 高齢者自身と現役世代が

来年4月から始まり、

75歳以上のか

象にした「後期高齢者医療制度」が

これにより、ア5歳以上のかたを対

医療費の負担割合を明確化 現在の老人保健医療 75歳以上のかたの医療費

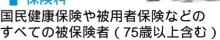
老人拠出金(5割)

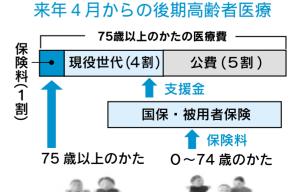
公費(5割)

拠出金

国保・被用者保険

保険料





財源の負担割合を明確 不公平感をなくすため

I

それぞれどのくらい負担しているの

か、はっきりしない仕組みになって

います。老人医療費が増える中、

そ

の保険料1割となります(右図参照)。 の支援4割、 いる国民健康保険や被用者保険から 町村の税金)5割、現役世代が納めて 患者負担を除くと、公費(国、県、 後期高齢者医療制度」の財源は、 75歳以上の高齢者から

県全体の広域連合で 運営は新たに設立し た

くため、 ΙŔ 来にわたって安定したものにしてい 市町村ですが、高齢者の医療費を将 今の老人保健制度の運営主体は 県内すべての市町村でつくる 後期高齢者医療制度の運営

や被用者保険を脱退して、

後期高齢

たは現在加入している国民健康保険

者医療制度に移ることになります。

制 後期高齢者医療

04



1,000円分の券が600円!

バス券が安くなる 優遇制度をどうぞ

満70歳以上のかたは、秋田中央交通が運行する路 線バス(高速バス・定期観光バスを除く)で利用でき る 1 冊千円分の高齢者専用回数券(ゆうゆう乗車券) を、1冊600円で、月7冊まで買うことができます。

購入には「高齢者バス優遇資格証明書」が必要 です。まだお持ちでないかた、有効期限が切れて いるかたは、下記の窓口で申請・更新を。

介護・高齢福祉課tel(866)2095

介護・高齢福祉課 土崎支所 新屋支所 アルヴェ市民サービスセンター 河辺市民センター 雄和市民センター 各地域センターと岩見三内・大正寺連絡 所でも受け付けて、取り次いでいます。



らつくらぶ

水中運動やストレッチ、筋力トレーニングなど で体を鍛えて、介護予防に役立てましょう! 料送迎バスも出ます。運動後に温泉も楽しめます。

対象

65歳以上のかた(要支援・要介護のかたを 除く)。水中運動などの未経験者、高年齢 者を優先します

ザ・ブーン 午前10時~午後3時 ユフォーレ 午前10時~午後3時30分

1回につき400円(昼食は自己負担)

選考により、各コースともザ・ブーン が30人、ユフォーレが25人

コース名	実施日
ザ 第1コース ブ	10月15日(月) · 29日(月) · 11月12日(月) · 26日(月) · 12月10日(月) · 24日(月)
ン 第2コース	10月22日(月)、11月5日(月)·19日(月)、 12月3日(月)·17日(月)、1月7日(月)
ュ 第3コース	9月3日(月)、10月22日(月)、11月5日(月) ・19日(月)、12月3日(月)・17日(月)
第4コース	9月14日(金)、10月26日(金)、11月9日(金) · 30日(金)、12月14日(金)· 21日(金)

送迎バス 第1・2コースは秋田駅東口 ザ・ブー ン、第3コースは秋田駅東口 ユフォーレ、第4コ - スは雄和 河辺畑谷 戸島 岩見 ユフォーレ

申し込み

8月10日(金)まで介護・高齢福祉課tel(866)2095



いつまでも安心して暮らせるように(一つ森公園)

ちばん身近である市町村が行い

が行いま

その一方で窓口業務は、

保険料は 所得に応じて負担

行います。

-請の受け付けなどは秋田市役所で

秋田市のかたの保険料の徴収や

で負担する「均等割額」と、 保険料は、 被保険者全員が頭 所得に 割り

運営全般を行います。)認定や保険料の決定など、 派遣された職員たちが、 広域連合では県内の市町村役場 被保険者 制度の に応じて均等割額も軽減されます。

秋田県後期高齢者医療広域連合」

が

応じて負担する「 所得割

所得の低いかたは、

その水準 の合計

村に住んでいても同じ金額になりま 保険料は秋田県内なら、 どの市町

自己負担は変わりません お医者さんにかかるとき

0

なったときに負担を軽くする制度を 自己負担額の上限も設けられます。 所得のかたは3割)。 と変わらず1割です(現役世代並みの 護保険の自己負担額の合計が高額に さらに、 院で払う自己負担の割合は、 医療費の自己負担額と介 また、 1か月の 今

秋田県後期高齢者医療広域連合 tel(838)0610

http://www.akita-kouiki.jp/ 障害福祉課医療福祉室

tel(866)2513

くは今後の「 新しくつくります 保険料の具体的な金額など、 広報あきた」でお知ら 詳し